

下関市監査委員公表第13号
令和元年（2019年）6月24日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘
同 大 賀 一 慶
同 関 谷 博
同 亀 田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
都市整備部	都市計画課、交通対策課、市街地開発課、公園緑地課、建築指導課
港湾局	経営課、振興課、施設課

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年2月28日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

平成31年4月1日から令和元年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」とおりである。また、制度的な

検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

都市整備部 都市計画課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市手数料条例に規定された手数料は、同条例第3条ただし書が適用される場合を除いて、申請の際に徴収しなくてはならないが、都市計画課は、同条例に規定された同課が所管する屋外広告物に関する手数料を、全ての申請について、納付書を使用して納付させる方法により後日に徴収していた。本件では、調定伺書に申請の際に徴収できない理由を記載しているが、市長ではなく都市計画課長が決裁しており、ただし書の適用といった例外的な運用を行うための適当な手続が取られているとは言い難い。条例の規定に基づき、適正に手数料を徴収されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 下関市屋外広告物条例の規定に基づく許可をした場合に、手数料の納付が確認されるまで許可書を申請者に交付していなかった。都市計画課が許可書を保管している間も許可の期間は進行しており、許可の効力が生じている事実を申請者に通知しないことは、不適當である。適切な事務処理の手順を確立されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
都市整備部 交通対策課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>なし</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
都市整備部 市街地開発課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>なし</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 下関駅自由通路自家用電気工作物保安管理業務の委託契約を、一者選定の随意契約により締結しているが、一者を選定した理由が明確でないと思料された。</p> <p>当該委託契約に係る高圧受電設備はJR下関駅構内に所在するため、保安業務に際しては確実に業務を実施すると共に事故及び災害等が発生した場合は、休日・夜間等を含め特に迅速な対応を要求されることから、その性質が競争入札に適しないとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、一者選定による随意契約（以下「一者随契」という。）を行っている。相手方を選定するにあたっては、「中国四国産業保安監督部が電気保安法人として要件を確認済である旨を公表している業者」で「下関市物品・役</p>

務競争入札参加有資格者名簿（電気設備保全管理）に登載され市内に営業所のある業者」である2業者のうちから、本市公共施設における受託実績を多数有し、これらを確実に履行し、常時迅速な対応が可能であることを理由に、一者を選定した。

下関市随意契約ガイドラインでは、同号の規定を適用する場合においては、「その他の業者の参加機会を不当に排除していないか」、「競争の原理が働かずに不利な条件での契約が強いられないか」を慎重に検討し、確認事項を明確にするなど、「透明性」を確保する必要がある旨定められている。また、選定されなかったもう一方の業者は、他課において、当該設備よりも電気性能の高い施設の受託実績を有しており、同号の規定を適用し一者随契を行う上で理由が十分明らかにされているとは言い難い。疑義が生じることのないよう、事務処理の見直しなど検討されたい。

なお、平成31年3月4日付け下契第186号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知において、当該業務の一者随契について注意喚起がなされている。今後の契約において留意されたい。

都市整備部 公園緑地課

[指摘事項]

- (1) 未整備公園（新椋野2号公園）の土地の占用申請に対して、都市公園法第6条第1項の規定を準用して占用許可を行っていたが、当該土地は同法第33条の規定に基づく公園予定区域内の土地ではないため、同法第6条第1項の規定を準用する占用許可ではなく、行政財産の目的外使用許可を行うべきであった。（当該土地は、行政財産に分類されている。）

また、土地の使用料については、下関市都市公園条例第14条第1項の規定に基づいて都市公園の占用の許可にかかる使用料を徴収しているが、当該土地に対して同条例は適用されないため、下関市行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収するべきであった。所要の措置を講じるとともに、適切に事務処理されたい。

[指摘事項]

- (2) 条件付き一般競争入札により長期継続契約を締結している電子複写機賃貸借において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）の業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「コンピュータ及び周辺機器」に登録があることを入札条件として公募したところ、3者から入札参加資格確認申請の提出があったが、うち1者は、名簿における業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「コンピュータ及び周辺機器」に登録がないことから入札参加資格を認められなかった。

しかしながら、当該契約の内容は電子計算機（汎用機、サーバ等）ではなく、複写機の賃貸借であり、名簿における業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「複写機」に登録があることを参加資格の条件とすべきであった。なお、入札参加資格を認められなかった業者は、営業品目（小分類）「複写機」には登録があった。

条件付き一般競争入札における参加者の資格を制限する参加資格は、参加

	<p>しようとする者においては、入札に参加できるか否かの重要な事項であることから、参加資格を定める際は特に慎重を期されるとともに、適正な契約事務を行われたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>
都市整備部 建築指導課	
	<p>[指摘事項] なし</p>
	<p>[意見] なし</p>
港湾局 経営課	
	<p>[指摘事項] なし</p>
	<p>[意見] なし</p>
港湾局 振興課	
	<p>[指摘事項] なし</p>
	<p>[意見] なし</p>
港湾局 施設課	
	<p>[指摘事項] (1) 建物貸付収入の未収について、催告はしているものの、督促について適切な事務がなされていなかった。下関市債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき督促状を発送されたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>
複数の課所室に関する事項	
	<p>[指摘事項] (1) 今回の定期監査の対象8課のうち3課において、資金前渡金の出納を金銭出納帳に記入していない事例や誤った内容で記入している事例が見受けられた。過去の定期監査でも度々指摘事項として通知しているが、依然として高い頻度で同様の事例が生じている。正確な事務を行うよう全庁に注意を喚起されたい。</p>

以上